

青梅市規則第27号

特定在留カード等の導入に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

令和8年7月1日

青梅市長 大勢待 利 明

特定在留カード等の導入に伴う関係規則の整備に関する規則
(青梅市印鑑条例施行規則の一部改正)

第1条 青梅市印鑑条例施行規則(昭和59年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この規則において個人番号カード等とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードおよび日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。

第15条第2項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条第3項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

第17条第1号中「保存期間は、」の次に「原則として」を加える。

様式第9号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

(青梅市多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部改正)

第2条 青梅市多機能端末機による証明書等の交付に関する規則(平成29年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

第2条第2号中「個人番号カード 行政手続」を「個人番号カード等 行政手続」に改め、「規定する個人番号カード」の次に、「、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードおよび日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

第5条第1項第1号および第2号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、第6条第1項中「個人番号カード」を「個人番号カード

等」に改める。

（青梅市多機能端末機による戸籍証明書等の交付にかかる利用登録規則の一部改正）

第3条 青梅市多機能端末機による戸籍証明書等の交付にかかる利用登録規則（平成29年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「個人番号カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードおよび日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（以下「個人番号カード等」という。）」に改め、同条第2号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の青梅市印鑑条例施行規則による様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。